

事業主様  
事務担当者様

神戸港湾健康保険組合

### 平成 24 年度 健康保険料率の改定について

平素は、当組合の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、健康保険料率改定（予定）につきまして、本年 2 月 13 日開催の第 137 回組合会において下記のとおり承認されましたのでご通知いたします。  
なお、介護保険料率については変更ありません。

#### 1. 健康保険料率（調整保険料率含む）

現行 1000 分の 84 から 1000 分の 6 を引き上げ 1000 分の 90 に改定し平成 24 年 3 月分保険料（5 月 1 日納期）から適用する。

健康保険料率 (調整保険料率含む)		変更前	変更後
負担割合	事業主	45.0/1000	48.0/1000
	被保険者	39.0/1000	42.0/1000
	計	84.0/1000	90.0/1000

〔うち一般保険料率 88.70/1000（基本保険料率 47.67/1000、特定保険料率 41.03/1000、調整保険料率 1.30/1000）〕

#### 2. 介護保険料率（40 歳以上 65 歳未満の被保険者に適用）

現行 1000 分の 14 に変更なし。

[保険料月額表はこちら](#)